

平成29年度第5回 流山市環境審議会 議事要旨

日 時： 平成29年9月26日（火）13時30分～16時

場 所： 市役所第2庁舎305会議室

出席委員：

新保國弘会長、金森有子委員、朽津和幸委員、和田まつゑ委員、村越弘行委員、岡田啓治委員、栞原芳朗委員、中村悦子委員、和田登志子委員

事務局：

田中環境部長、染谷環境部次長兼環境政策・放射能対策課長

伊原環境政策・放射能対策課長補佐、宮田環境保全係長、小山内主事

傍聴者：1名

議 題：

- （1）流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の重点区域について
- （2）流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の改正について
- （3）その他

資 料：

資料1 重点区域図

資料2 流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正の要点整理

発言者	要旨
(議題1) 流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の重点区域について	
事務局	<p>先ほど市長から諮問させていただいたとおり、今回ご意見をいただきたい案件は二点ある。</p> <p>一点目は、路上喫煙防止重点区域の追加指定で、二点目は流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正についてである。</p> <p>まずは一点目の重点区域の追加指定に関して、事務局案の区域の範囲への意見や、留意すべき事項などがあればご意見をいただきたい。</p> <p>～議題1について説明～</p>
新保会長	<p>事務局から説明があったが、意見や質問はあるか。</p> <p>確認だが、流山おおたかの森駅の南口及び東口の重点区域を廃止して、周辺一帯をまとめて新たに指定するということで良いか。</p>
事務局	そのとおりである。
和田(登)委員	北口でホテル等の民間施設やホール等の公共施設の建設が進んでいるが、施設のなかに喫煙所を設ける予定はあるか。
事務局	今のところ具体的な予定はない。
和田(登)委員	民間施設に対しては喫煙所をつけるよう指導できると良い。喫煙所が駅周辺にあれば、喫煙者が不便を感じなくなり、ポイ捨ても減り、住みやすいまちとなると思う。
岡田委員	制約条件はあると思うが、東西南北の4方面すべてに喫煙所を作るのが理想である。喫煙所がないとポイ捨てが増える。
事務局	南口については、既設の喫煙所が駅の商業施設開発のため今後撤去される予定であるが、新たに南口に設置する予定である。北口、西口、東口については、関係課とも協議をしているが、受動喫煙への配慮が必要であり、設置でき

	る場所がなかなか見つからないのが現状である。
栗原委員	駅から降りて自宅に帰るまでの間に我慢できずに吸ってしまう人がいるのだと思うが、喫煙者はどれほどの時間我慢できるものなのか。
事務局	個人によって違うので一概には言えないが、短い時間でも喫煙をしたい愛好者もいることを考慮すると、喫煙所はある程度必要と考えている。
和田（ま）委員	喫煙所の設置はぜひお願いしたい。恒久的に設置できると良い。
事務局	南口に設置予定の喫煙所は、高さがあって煙の影響が少ないパーティション型のものをJTから提供してもらい、恒久的に設置する予定である。
和田（登）委員	バス停がある東口と西口に喫煙所を設けるかどうかははっきりさせておくべき。バス停は親子連れも多くいる場所なので受動喫煙への配慮が必要である。
新保会長	駅周辺は通学路もあるので、東西南北すべての方面で受動喫煙への配慮は必要。
事務局	南口以外はなかなか良い場所がないが、厚生労働省で屋外の喫煙所設置に対する補助制度が検討されているため、設置できる場所さえあれば、これらも活用して受動喫煙に配慮した喫煙所の設置を検討したい。
和田（登）委員	喫煙所は、夜間でも人目がある場所が良い。南口であれば、交番の裏などはどうか。
事務局	南口の設置予定場所は、少し距離はあるが交番からも見えて、人目がある場所である。
事務局	ところで、路面シールについてだが、市の景観計画により彩度が高いものは貼れないため、目立つものでありながら景観に配慮したものを貼ろうと考えている。
和田（登）委員	路面シールには、市内全域で歩行喫煙及びポイ捨てが禁止であるということがわかるような文言を入れてほしい。路面シールに書いてある内容が区域内の路上喫煙だけなので、区域外であれば路上喫煙をしても良いと勘違いされる

	おそれがある。
新保会長	パトロール体制についてはどのような状況か。
事務局	警察官 OB2 名を含む 3 人 1 組で、重点区域を中心に平日はほぼ毎日パトロールを実施している。また、1 か月のうち 1 週間は早朝又は夜間パトロールを行っている。平成 30 年 4 月 1 日に予定している条例改正以降は、土日も含めてパトロールすることを検討している。
新保会長	流山おおたかの森駅の重点区域について、事務局案のとおり拡大することは承認としてよいか。
	< 異議なしの声 >
(議題 2) 流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の改正について	
新保会長	それでは、次に議題 2 について、事務局から説明されたい。
事務局	～ 議題 2 について説明～
新保会長	事務局から説明があったが、意見や質問はあるか。
岡田委員	過去に納骨堂の建設でトラブルになった事例はあるのか。また、資料のフロー図を見ると、条例改正後も、市が直接的に関わるのは事前協議申請時からということか。
事務局	過去の事例としては、市内で事業者が納骨堂を建てようとしたが、反対意見が多く頓挫した例はある。 また、改正後は、事業者は市に対して事前に設置計画届出の提出や説明会の開催結果の報告を行うなど、事前協議申請前から市が関与することとなる。これにより、市が正確な内容を知らない間に墓地等の建設計画が進められることがなくなる。
和田（登）委員	標識の設置はいつからいつまで行うのか。
事務局	設置計画届出後 3 日以内から、工事が完了するまでである。
和田（登）委員	説明会には多くの近隣住民が参加できるように、平日・休日の両方に開催し、かつ、複数回開催する規定を設けたらどうか。また、お盆や彼岸の墓参りが集中する時期に周

	<p>辺道路で渋滞が起こらないよう、交通整理を行うなどの配慮が必要。</p>
事務局	<p>施行規則での規定を検討する。</p>
栗原委員	<p>近隣住民は反対意見が多いだろうから、少子高齢化のなかで新たに墓地等が一切作れなくなってしまう。市が事業者と近隣住民の間に入って調停すべきではないか。例えば横浜市では市の付属機関として調停委員会がある。</p> <p>また、昨今、寺院などの納骨形式が多様化しており、これらの設備を寺院の一部を改装して設ける場合が予想される。規模なども含め納骨堂の定義を定めるべきではないか。</p>
事務局	<p>基本的に、事業者が近隣住民に対して配慮する点等も含めて説明を行い、同意を得るべきものであって、近隣住民の反対が多いのであれば、行政機関がむやみに調停を行うべきではないと考える。また、横浜市と違って本市では墓地等の建設の案件数が少ない状況下で、そのような制度を作るのは難しい。</p> <p>また、条例の用語の定義については、条例第2条で法の定めるところによることとしており、納骨堂について独自の定義を定めることは考えていない。</p>
金森委員	<p>フロー図では市への設置計画届出より先に標識を設置することになっているが、先に設置計画届出をさせた方が良いのではないか。</p>
事務局	<p>資料のフロー図が誤っており、先に設置計画届出をさせ、その後に標識を設置してもらうという順番が正しい。</p>
岡田委員	<p>事前協議申請があっても、場合によっては協議済書の交付がされないことがあるという理解で良いか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
新保会長	<p>近隣住民とは、どこまでの範囲を指すのか。</p>
事務局	<p>墓地等の予定地の境界から100メートル以内（納骨堂は50メートル）の居住者又は予定地に接する土地所有者である。</p>
新保会長	<p>条例改正の内容としては、事務局案の内容で承認として</p>

	よいか。
	<異議なしの声>
(議題3) その他	
事務局	次回の審議会は10月16日(月)13時30分からとしたい。答申案についてご意見をいただく予定である。
新保会長	他に意見がなければ、本日の審議は以上とする。
閉会	